

鳥 取 県 監 査 委 員 の あ ゆ み

(平成27年度～令和6年度)

令和7年4月1日

鳥取県監査委員事務局

(敬称略)

年 度 (監査委員名)	内 容	国・県 の動向
6 〔 高務 裕子 牧田 宗大 山根 こころ 川部 洋 〕	1 住民監査請求 (1) 「公文書送付に要した配達証明に係る郵便料金」 (令和6年8月5日受付、請求人1名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(9月12日通知)。 (2) 「住民監査請求に係る公文書送付に要した配達証明に係る郵便料金」 (令和6年8月22日受付、請求人1名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(9月12日通知)。 (3) 「公文書送付に要した配達証明に係る郵便料金」 (令和6年9月12日受付、10月17日受理、請求人1名) ・結果：請求人の主張内容に理由がないものと認め棄却(11月11日通知)。 (4) 「住民監査請求の却下通知に要した配達証明に係る郵便料金」 (令和6年9月17日受付、請求人1名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(11月11日通知)。 (5) 「公文書送付に要した配達証明に係る郵便料金」 (令和6年9月24日受付、請求人1名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(11月11日通知)。 (6) 「公文書送付に要した簡易書留に係る郵便料金」 (令和6年9月26日受付、請求人1名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(11月11日通知)。 (7) 「職員の過失による公文書再送付に要した郵便料金」 (令和6年9月30日受付、10月17日受理、請求人1名) ・結果：請求人の主張内容に理由がないものと認め棄却(11月11日通知)。 (8) 「公文書送付に要した配達証明に係る郵便料金」 (令和6年10月4日受付、請求人1名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(11月11日通知)。 (9) 「国道改良工事に係る契約不適合責任に基づく損害賠償請求について」 (令和7年3月5日受付、3月10日受理、請求人1名) ・当年度に引き続き、令和7年度も継続して監査を実施。 2 令和6年度においては、コロナ禍前の監査体制により、各種監査を実施した。	

年 度 (監査委員名)	内 容	国・県 の動向
5 〔桐林 正彦 奈良井 恵 牧田 宗大 川部 洋〕	1 新型コロナウイルス感染症の5類への移行 令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行された。令和2年度から4年度にかけて、監査の実施数や実施方法を変更するなどして対応してきたが、5年度においても、行政監査、財政的援助団体等監査について、過年度に行った実施方法の見直しの影響が残った。	
4 〔桐林 正彦 山根 朋洋 奈良井 恵 福田 俊史〕	1 定期監査における勧告 国庫補助金に係る多額の未収金の発生について、勧告を行った。 2 行政監査 (1) 1の事案に関して、国庫補助金に係る法定受託事務手続について監査を行った。 (2) 民間企業等との連携協定について、対象機関から監査資料の提出を受けたが、新型コロナウイルス感染症の拡大等によりスケジュールを変更し、事務監査・本監査とも令和5年度に実施することとなった。 3 新型コロナウイルス感染症の影響 (1) 定期監査 本 監 査：実地監査から書面監査に変更 33 機関 (34 機関を対面監査からリモート監査に変更) 事務監査：実地監査から書面監査に変更 30 機関 (2) 財政的援助団体等監査 実地4団体、書面3団体の監査を行った。 4 住民監査請求 (1) 産業廃棄物最終処分場に係る補助金支出等 (令和4年4月6日受理、請求人10名) ・結果：請求人が主張する内容に理由がないものと認め棄却、一部については住民監査請求の要件を欠くため却下（5月20日通知）。 (2) 国葬儀に係る公金支出について (令和4年9月21日ほか受理、請求人9名) ・結果：請求人の主張に理由がないものと認め棄却（11月14日通知）。 (3) 知事の著書発行に伴う職員人件費等 (令和4年12月28日受付、請求人1名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下（1月31日通知）。	
3 〔桐林 正彦 山根 朋洋 奈良井 恵 福田 俊史〕	1 職員数の減（13名→12名） 2 新型コロナウイルス感染症の影響 (1) 定期監査 非接触型勤務の徹底が求められる中、状況に応じ、監査の実施方法を変	

年 度 (監査委員名)	内 容	国・県 の動向
	更するなどして行った。 本 監 査：対面監査からリモート監査へ変更 18 機関 事務監査：実地監査から書面監査へ変更 28 機関 (2) 財政的援助団体等監査 不急の業務の見送りや非接触型勤務の徹底等の継続を踏まえ、また団体個々の状況等も勘案し、実施予定 29 団体を実地監査 6 団体、書面監査 3 団体に変更して行った。 (3) 行政監査 2 交代制勤務や非接触型勤務の徹底を踏まえ、当年度の実施を見送った。 3 職員の賠償責任監査 交通事故に係る損害賠償責任監査請求（令和 3 年 2 月 26 日受理）の監査結果を通知（令和 3 年 5 月 17 日）。 4 住民監査請求 「令和元年度分政務活動費」 （令和 3 年 6 月 28 日受付、請求人 1 名） ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下（7 月 19 日通知）。 5 令和 2 年度から地方公営企業法財務規定等を適用した天神川流域下水道事業について、決算審査を行った。	
2 〔桐林 正彦 山根 朋洋 奈良井 恵 広谷 直樹〕	1 職員数の減（14 名→13 名） 2 業務適正化評価報告書審査意見の提出 本県においては地方自治法の一部改正（平成 29 年 6 月改正、令和 2 年 4 月施行）を先取りし、令和元年度から業務適正化（内部統制）が導入されたことを踏まえて、他都道府県に先立ち、業務適正化評価報告書審査意見書を作成、公表した。 3 住民監査請求 「産業廃棄物最終処分場に係る埋蔵文化財本調査」 （令和 2 年 6 月 4 日受付、請求人 1 名） ・結果：請求人の主張内容に理由がないものと認め棄却（7 月 31 日通知）。 4 天神川流域下水道事業に対して地方公営企業法の財務規定等を適用することとなり、令和 2 年度は例月現金出納検査を行った。	
元 〔小林 敬典 湯口 夏史 山根 朋洋 広谷 直樹〕	1 監査委員の減 平成 31 年 2 月定例県議会で鳥取県監査委員条例が改正され、監査委員の定数が 4 名となった。（H31. 4. 29 施行：1 名減（議選委員の 1 名減）） 2 業務適正化（内部統制）体制の導入を踏まえた定期監査の見直し 執行部において事務の網羅的なチェックを行うこととなったことを踏まえ	業務適正化（内部統制）体制の導入

年 度 (監査委員名)	内 容	国・県 の動向
	て、令和元年度決算に係る定期監査から実地監査数及び監査資料（旧称：監査調書）の見直しを行った。 3 財政的援助団体等監査の監査実施団体数の見直し 単県補助金交付団体について、過去3年度の実施状況から補助金交付額が多い団体を中心にリスクの想定される団体を重点的に選定し、監査密度を高めるため実施団体数を減じた。（40 団体→30 団体） 4 職員の損害賠償責任監査 交通事故に係る損害賠償責任監査請求（令和元年 11 月 8 日受理）の監査結果を通知（令和2年2月18日）。	
30 〔小林 敬典〕 〔湯口 夏史〕 〔山根 朋洋〕 〔内田 博長〕 〔坂野経三郎〕	1 職員数の減（15 名→14 名） 2 住民監査請求 「平成 29 年度分政務活動費」 （平成 30 年 10 月 12 日及び 15 日受付、請求人 1 名） ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下（11 月 8 日通知）。 3 職員の損害賠償責任監査 交通事故に係る損害賠償責任監査請求（2 件。平成 30 年 1 月 30 日受理）の監査結果を通知（平成 30 年 4 月 10 日及び 5 月 25 日）。	
29 〔小林 敬典〕 〔湯口 夏史〕 〔山根 朋洋〕 〔内田 博長〕	1 地方自治法の一部改正による監査専門委員の選任等に係る検討 監査専門委員を選任することができることとされたため、監査委員協議会においてその必要性等を協議し、第 7 回監査委員協議会（平成 29 年 9 月 27 日）で直ちに選任する必要はない旨合意した。 2 県議会決算審査特別委員会委員長報告における監査委員の決算審査意見への言及 （内容）特別委員会での審査の過程で、監査意見に対して疑問を呈する意見があったことを言及された。 〔該当箇所〕 ・歳入歳出決算審査意見書の第 3 セクターへの貸付方法 ・公営企業会計決算審査意見書（企業局）の P F I 関係に係る組織のあり方	地方自治法の一部を改正する法律公布 (H29.6.9)
28 〔小林 敬典〕 〔湯口 夏史〕 〔山根 朋洋〕 〔上村 忠史〕	1 財政的援助団体等監査の監査実施団体数の見直し 単県補助金交付団体について、過去3年度の実施状況から補助金交付額が多い団体を中心にリスクの想定される団体を重点的に選定し、監査密度を高めるため実施団体数を減じた。（50 団体→40 団体） 2 住民監査請求	

年 度 (監査委員名)	内 容	国・県 の動向
〔森 雅幹〕	「産業廃棄物最終処分場に係る補助金支出」 (平成 28 年 4 月 27 日受付、請求人 9 名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下（5 月 26 日通知）。 3 職員の損害賠償責任監査 現金（資金前渡金）の亡失に係る損害賠償責任監査請求（平成 28 年 7 月 12 日受理）の監査結果を通知（平成 28 年 9 月 30 日）。	
27 〔岡本 康宏 湯口 夏史 山根 朋洋 上村 忠史 森 雅幹〕	1 定期監査の実地監査機関の見直し 合理的な監査実施を図る観点から、本庁機関について、実地監査機関数を絞り込んで個々の機関の監査の充実を図ることとした。 2 住民監査請求 「産業廃棄物最終処分場整備に係る補助金支出等について」 (平成 27 年 4 月 22 日受理。請求人 9 名) ・結果：請求人が主張する内容に理由がないものと認め棄却（6 月 10 日通知）。 3 鳥取県日野地区連携・共同協議会の決算について、同協議会規約の規定に基づき審査を行った（平成 27 年 8 月 19 日）。	